

厚岸町条例第4号

厚岸町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月17日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町手数料条例の一部を改正する条例

厚岸町手数料条例（平成12年厚岸町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の1の事項中

(8) 戸籍の附票全部の写しの交付	1件につき	300円
(9) 戸籍の附票一部の写しの交付	1件につき	300円
(10) 世帯全部に係る住民票の写しの交付	1件につき	300円
(11) 世帯一部に係る住民票の写しの交付	1件につき	300円
(12) 住民票記載事項証明書の交付	1件につき	300円

を

(8) 戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付	1件につき	300円
(9) 住民票の写し又は住民票の除票の写しの交付	1件につき	300円
(10) 住民票記載事項証明書又は住民票の除票記載事項証明書の交付	1件につき	300円

に改め、

第13号を第11号とし、第14号から第17号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。